

みやぎレジ袋使用削減取組協定

(趣旨)

1 本協定は、宮城県において小売業者等、住民団体等、市町村及び県が、循環型社会構築に向けた3R推進施策の一環としてレジ袋の使用削減等に協働して取り組み、環境にやさしく、持続的発展が可能な社会を形成する一助とすることを目的とします。

(協定の性格)

2 本協定は、協定の趣旨に賛同し、それぞれの立場でレジ袋の使用削減を通して環境に配慮した行動及びその支援を行おうとする本協定参加者間における合意事項とします。

(小売業者等の取組)

3 小売業者等は、本協定に参加する市町村内におけるレジ袋の無料配布を原則として取りやめること等により、顧客に対してマイバッグの持参を促します。
4 小売業者等は、本協定に基づく取組状況を定期的に公表します。
5 小売業者等は、市町村が実施する3Rに関する施策及びその広報に積極的に協力します。
6 小売業者等は、本協定に基づく取組内容、対象市町村、実施時期及び目標等を別に定めることとします。

(住民団体等の取組)

7 住民団体等は、地域から環境にやさしい生活様式を発信する契機として、マイバッグの持参を地域住民に呼びかけます。

(市町村の取組)

8 市町村は、小売業者等による取組について、住民団体等と連携し、地域住民の理解と協力が得られるよう広報等各種支援を行い、地域における3Rを推進します。

(県の取組等)

9 県は、小売業者等、住民団体等及び市町村の取組を支援し、県民に対する意識啓発等を行うほか、本協定における取組の拡大に努めます。

10 県は、本協定を代表し、本協定の締結、管理及び運用に伴う事務を行います。

(協定の有効期限)

11 本協定の有効期限は、平成23年10月16日までとします。

(協定への参加及び脱退等)

12 本協定の趣旨に賛同し、自ら責任を持ってそれぞれの立場における取組を行おうとする者は、協定代表者の同意を得て、本協定に参加できることとし、本協定から脱退しようとする者は、協定代表者に申し出ることにより脱退することができます。

13 本協定への参加及び脱退に関する手続きその他協定の運用については、協定代表者が別に定めます。

平成20年10月17日

本協定の参加者は、次に掲げる者とします。

イオンリテール株式会社
取締役 東北カンパニー支社長

宮地邦明

株式会社ウジエスパー
店舗運営部 取締役 部長

佐々政善

カメリ株式会社
食料部 リテール事業課長

伊藤喜美男

株式会社西友 執行役シニアバイスプレジデント 店舗運営本部担当

川野泉

多賀城・七ヶ浜商工会 会長

根本一男

みやぎ生活協同組合 理事長

若賀唯史

株式会社ヤマザワ 代表取締役社長

板垣富雄

株式会社ヨークベニマル
執行役員 仙台ゾーンマネジャー

統橋杏次

株式会社メガスポーツ 代表取締役社長

八木町勉

宮城消費者団体連絡協議会 会長

熊谷睦子

宮城県生活学校連絡協議会 会長

祝前清美

ワンカラット・ウーマンの会 会長

舞田みづほ

宮城県知事

村井嘉浩

エコライフ・利府 会長

佐藤章都枝

塩竈市消費者の会 会長

高橋キヨ子

塩竈市婦人会 会長

上々木和恵

塩釜商工会議所女性会 会長

松田美和子

多賀城市消費者の会 会長

熊谷睦子

多賀城市婦人会連合会 会長

櫻井やえ子

財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク 理事長

長谷川公一

宮城消費者団体連絡協議会 会長

熊谷睦子

宮城県生活学校連絡協議会 会長

祝前清美

ワンカラット・ウーマンの会 会長

舞田みづほ

塩竈市長

佐藤昭

多賀城市長

菊地健次郎

松島町長

大橋健男

七ヶ浜町長

渡邊豊次

利府町長

鈴木勝雄

大和町長

浅野元

大郷町長

田中堅

富谷町長

吉田英俊

大衡村長

浦部昌洋

宮城県知事

みやぎレジ袋使用削減取組協定（2枚目）

（趣旨）

1 本協定は、宮城県において小売業者等、住民団体等、市町村及び県が、循環型社会構築に向けた3R推進施策の一環としてレジ袋の使用削減等に協働して取り組み、環境にやさしく、持続的発展が可能な社会を形成する一助とすることを目的とします。

（協定の性格）

2 本協定は、協定の趣旨に賛同し、それぞれの立場でレジ袋の使用削減を通して環境に配慮した行動及びその支援を行おうとする本協定参加者間における合意事項とします。

（小売業者等の取組）

3 小売業者等は、本協定に参加する市町村内におけるレジ袋の無料配布を原則として取りやめること等により、顧客に対してマイバッグの持参を促します。

4 小売業者等は、本協定に基づく取組状況を定期的に公表します。

5 小売業者等は、市町村が実施する3Rに関する施策及びその広報に積極的に協力します。

6 小売業者等は、本協定に基づく取組内容、対象市町村、実施時期及び目標等を別に定めることとします。

（住民団体等の取組）

7 住民団体等は、地域から環境にやさしい生活様式を発信する契機として、マイバッグの持参を地域住民に呼びかけます。

（市町村の取組）

8 市町村は、小売業者等による取組について、住民団体等と連携し、地域住民の理解と協力が得られるよう広報等各種支援を行い、地域における3Rを推進します。

（県の取組等）

9 県は、小売業者等、住民団体等及び市町村の取組を支援し、県民に対する意識啓発等を行うほか、本協定における取組の拡大に努めます。

10 県は、本協定を代表し、本協定の締結、管理及び運用に伴う事務を行います。

（協定の有効期限）

11 本協定の有効期限は、平成23年10月16日までとします。

（協定への参加及び脱退等）

12 本協定の趣旨に賛同し、自ら責任を持ってそれぞれの立場における取組を行おうとする者は、協定代表者の同意を得て、本協定に参加できることとし、本協定から脱退しようとする者は、協定代表者に申し出ることにより脱退することができることします。

13 本協定への参加及び脱退に関する手続きその他協定の運用については、協定代表者が別に定めます。

本協定の参加者は、次に掲げる者とします。（平成21年6月1日取組開始分）

株式会社栗っこライフサービス

高橋章夫

株式会社あいのや 代表取締役

相野谷真一

イオンスーパーセンター株式会社
代表取締役社長

岡崎双一

株式会社スナップ 取締役店長

門田富二

東北総合サービス株式会社
古川営業所長

吉澤昌宏

ネコトキ会ネエイトヨーヨー屋
イトヨーカドー石巻ゆめぱの店店長

青山裕

ネコトキ会ネエイトヨーヨー屋
イトヨーカドー石巻ゆめぱの店店長

島田章三

ネコトキ会ネエエコープ宮城
代表取締役専務

佐藤清行

ネコトキ会ネエマイヤ
マイヤ商店仙沼ハイバス店店長

千葉千里

仙沼商店街連絡組合理事長

吉原周二

角田市商工会会長

天野健一

ネコトキ会ネエジョラサートわたり
代表取締役

井上優

ネコトキ会ネエカネタヨウむらみし
名取店店長

岩野徹

みやぎ登米農業協同組合女性部 部長

渡邊祥音

栗っこ農業協同組合女性部 部長

高橋節子

栗原市食生活改善推進員連絡協議会
会長

佐木寿美子

栗原市築館生活学校 委員長

久我範子

栗原市連合婦人会 会長

菅原智恵子

佐沼ロータリークラブ 会長

仲条信郎

登米市公衆衛生組合連合会 会長

姚石茂喜

登米市産業振興会 会長代理

佐藤幸一

登米市食生活改善推進員協議会 会長

佐藤律子

登米市地域婦人団体連絡協議会 会長

鈴木洋子

登米市迫町白鳥・ガン愛護会 会長

相澤庸郎

社団法人とめ青年会議所 理事長

清水健

社団法人登米法人会 会長

鈴木彦太

みやぎ登米農業協同組合女性部 部長

森琢磨

南三陸町長

佐藤仁二

栗原市長

佐藤勇

登米市長

布施春尚

石巻市長

土井喜美夫

東松島市長

阿部秀保

女川町長

安川宣孝

大崎市長

人手泰志

色麻町長

伊藤拓哉

加美町長

江藤澄男

涌谷町長

大橋花乃

美里町長

佐々木功悦

気仙沼市長

金不昇

本吉町長

森琢磨

南三陸町長

みやぎレジ袋使用削減取組協定(3枚目)

(趣旨)

- 1 本協定は、宮城県において小売業者等、住民団体等、市町村及び県が、循環型社会構築に向けた3R推進施策の一環としてレジ袋の使用削減等に協働して取り組み、環境にやさしく、持続的発展が可能な社会を形成する一助とすることを目的とします。

(協定の性格)

- 2 本協定は、協定の趣旨に賛同し、それぞれの立場でレジ袋の使用削減を通して環境に配慮した行動及びその支援を行おうとする本協定参加者間における合意事項とします。

(小売業者等の取組)

- 3 小売業者等は、本協定に参加する市町村内におけるレジ袋の無料配布を原則として取りやめること等により、顧客に対してマイバッグの持参を促します。
4 小売業者等は、本協定に基づく取組状況を定期的に公表します。
5 小売業者等は、市町村が実施する3Rに関する施策及びその広報に積極的に協力します。
6 小売業者等は、本協定に基づく取組内容、対象市町村、実施時期及び目標等を別に定めることとします。

(住民団体等の取組)

- 7 住民団体等は、地域から環境にやさしい生活様式を発信する契機として、マイバッグの持参を地域住民に呼びかけます。

(市町村の取組)

- 8 市町村は、小売業者等による取組について、住民団体等と連携し、地域住民の理解と協力が得られるよう広報等各種支援を行い、地域における3Rを推進します。

(県の取組等)

- 9 県は、小売業者等、住民団体等及び市町村の取組を支援し、県民に対する意識啓発等を行うほか、本協定における取組の拡大に努めます。
10 県は、本協定を代表し、本協定の締結、管理及び運用に伴う事務を行います。

(協定の有効期限)

- 11 本協定の有効期限は、平成23年10月16日までとします。

(協定への参加及び脱退等)

- 12 本協定の趣旨に賛同し、自ら責任を持ってそれぞれの立場における取組を行おうとする者は、協定代表者の同意を得て、本協定に参加できることとし、本協定から脱退しようとする者は、協定代表者に申し出ることにより脱退することができることします。
13 本協定への参加及び脱退に関する手続きその他協定の運用については、協定代表者が別に定めます。

本協定の参加者は、次に掲げる者とします。(平成21年6月1日取組開始分)

石巻かほく商工会女性部 部長

高橋節子

石巻市牡鹿稻井商工会女性部 部長

奥津孝子

石巻市公衆衛生団体連合会 会長

清水石孝

石巻市食生活改善推進員連絡協議会 会長

須田智子

石巻市地域婦人団体連絡協議会 会長

岩渕マミ

石巻市町内会連合会女性部会 会長

安原悦子

石巻商工会議所女性会 会長

久道澄子

いしのまき農業協同組合女性部 会長

三浦和枝

女川町公衆衛生組合連合会 会長職務代理

長澤安雄

女川町商工会女性部 部長

高橋智子

女川町婦人会 会長

檍内静子

河南桃生商工会女性部 部長

鈴木仁和子

大崎市公衆衛生組合連合会 会長

遠藤謙

大崎市食生活改善推進員連絡協議会 会長

名取市長

渡邊安子

大崎市地域婦人団体連絡協議会 会長

大友富子

大崎商工会女性部 部長

菊池杏子

色麻町婦人会 会長

菅原知恵子

玉造商工会女性部 部長

猪股やす子

古川商工会議所女性会 会長

曾根りん子

古川地域女性団体連絡協議会 会長

氏家睦子

古川農業協同組合女性部 部長

氏家睦子

吉塙町みどり生活学舎代表

原祝子

気仙沼市女性自立連合会 会長

前田智一

気仙沼市消費者の会 会長

小野寺晶子

気仙沼商工会議所女性社会会員会

喜多タキ

気仙沼生活学舎委員長

昆野牧惠

みやぎレジ袋使用削減取組協定（4枚目）

（趣旨）

- 1 本協定は、宮城県において小売業者等、住民団体等、市町村及び県が、循環型社会構築に向けた3R推進施策の一環としてレジ袋の使用削減等に協働して取り組み、環境にやさしく、持続的発展が可能な社会を形成する一助とすることを目的とします。

（協定の性格）

- 2 本協定は、協定の趣旨に賛同し、それぞれの立場でレジ袋の使用削減を通して環境に配慮した行動及びその支援を行おうとする本協定参加者間における合意事項とします。

（小売業者等の取組）

- 3 小売業者等は、本協定に参加する市町村内におけるレジ袋の無料配布を原則として取りやめること等により、顧客に対してマイバッグの持参を促します。
- 4 小売業者等は、本協定に基づく取組状況を定期的に公表します。
- 5 小売業者等は、市町村が実施する3Rに関する施策及びその広報に積極的に協力します。
- 6 小売業者等は、本協定に基づく取組内容、対象市町村、実施時期及び目標等を別に定めることとします。

（住民団体等の取組）

- 7 住民団体等は、地域から環境にやさしい生活様式を発信する契機として、マイバッグの持参を地域住民に呼びかけます。

（市町村の取組）

- 8 市町村は、小売業者等による取組について、住民団体等と連携し、地域住民の理解と協力が得られるよう広報等各種支援を行い、地域における3Rを推進します。

（県の取組等）

- 9 県は、小売業者等、住民団体等及び市町村の取組を支援し、県民に対する意識啓発等を行うほか、本協定における取組の拡大に努めます。
- 10 県は、本協定を代表し、本協定の締結、管理及び運用に伴う事務を行います。

（協定の有効期限）

- 11 本協定の有効期限は、平成23年10月16日までとします。

（協定への参加及び脱退等）

- 12 本協定の趣旨に賛同し、自ら責任を持ってそれぞれの立場における取組を行おうとする者は、協定代表者の同意を得て、本協定に参加できることとし、本協定から脱退しようとする者は、協定代表者に申し出ることにより脱退することができることとします。
- 13 本協定への参加及び脱退に関する手続きその他協定の運用については、協定代表者が別に定めます。

本協定の参加者は、次に掲げる者とします。（平成21年6月1日取組開始分）

気仙沼市婦人会連絡協議会 会長

ネオエスエサンデー

佐々木由輝子
さわやかAグループ 代表

和田正徳

織田義子
本吉町婦人団体連絡協議会 会長

小野寺保子
名取市婦人団体連絡協議会

大友純子
名取市婦人団体連絡協議会

小林和子
白石町王馬食料品センター連絡協議会

牡鹿則男
白石町女性婦人団体連絡協議会

本間利子
寺尾町吉田地区婦人会

古積恭子
角田市ミネラル古積地区婦人会連絡会

武家俊一
角田市女性首領者会

堀田敬子
角田市ミネラル古積地区

北野原文子
角田市女性婦人会

鎌田三千子
「もっといいな」運動会員会

半澤正季
角田市女性首領者会

みやぎレジ袋使用削減取組協定（5枚目）

（趣旨）

1 本協定は、宮城県において小売業者等、住民団体等、市町村及び県が、循環型社会構築に向けた3R推進施策の一環としてレジ袋の使用削減等に協働して取り組み、環境にやさしく、持続的発展が可能な社会を形成する一助とすることを目的とします。

（協定の性格）

2 本協定は、協定の趣旨に賛同し、それぞれの立場でレジ袋の使用削減を通して環境に配慮した行動及びその支援を行おうとする本協定参加者間における合意事項とします。

（小売業者等の取組）

3 小売業者等は、本協定に参加する市町村内におけるレジ袋の無料配布を原則として取りやめること等により、顧客に対してマイバッグの持参を促します。

4 小売業者等は、本協定に基づく取組状況を定期的に公表します。

5 小売業者等は、市町村が実施する3Rに関する施策及びその広報に積極的に協力します。

6 小売業者等は、本協定に基づく取組内容、対象市町村、実施時期及び目標等を別に定めることとします。

（住民団体等の取組）

7 住民団体等は、地域から環境にやさしい生活様式を発信する契機として、マイバッグの持参を地域住民に呼びかけます。

（市町村の取組）

8 市町村は、小売業者等による取組について、住民団体等と連携し、地域住民の理解と協力が得られるよう広報等各種支援を行い、地域における3Rを推進します。

（県の取組等）

9 県は、小売業者等、住民団体等及び市町村の取組を支援し、県民に対する意識啓発等を行うほか、本協定における取組の拡大に努めます。

10 県は、本協定を代表し、本協定の締結、管理及び運用に伴う事務を行います。

（協定の有効期限）

11 本協定の有効期限は、平成23年10月16日までとします。

（協定への参加及び脱退等）

12 本協定の趣旨に賛同し、自ら責任を持ってそれぞれの立場における取組を行おうとする者は、協定代表者の同意を得て、本協定に参加できることとし、本協定から脱退しようとする者は、協定代表者に申し出ることにより脱退することができることします。

13 本協定への参加及び脱退に関する手続きその他協定の運用については、協定代表者が別に定めます。

本協定の参加者は、次に掲げる者とします。

（平成21年7月1日取組開始分）

株式会社片浜屋 代表取締役

株式会社マルニ
デイリーポート新鮮館気仙沼店店長

佐藤 俊夫

南三陸町生活研究グループ
連絡協議会 会長

伊藤 美夫

南三陸町婦人団体連絡協議会 会長

菅原 慶子

鈴木 千枝子

（平成21年9月1日取組開始分）

株式会社キクチ 代表取締役

株式会社丸江 代表取締役

亘理山元商工会 会長

高田 兼太

江口 扶

横尾 一矢

J Aみやぎ亘理女性部 吉井 長

木村 律子

（平成21年10月1日取組開始分）

株式会社アイユー 代表取締役

株式会社伊藤チェーン 代表取締役

株式会社県南スーパー 代表取締役

有島 隆

伊藤 吉一

宍戸青果株式会社 代表取締役

協同組合柴田スタンプ会 理事長

西田 洋志

宍戸 伸夫

佐々木 元生

丸森町公衆衛生組合連合会 会長

丸森町連合婦人会 会長

株式会社モリヤ 代表取締役

遠藤 信吾

佐藤 知子

蔵王町長

七ヶ宿町長

川崎町長

村上 表人

梅津 輝雄

佐藤 昭光

丸森町長

渡辺 政己

みやぎレジ袋使用削減取組協定（6枚目）

（趣旨）

- 1 本協定は、宮城県において小売業者等、住民団体等、市町村及び県が、循環型社会構築に向けた3R推進施策の一環としてレジ袋の使用削減等に協働して取り組み、環境にやさしく、持続的発展が可能な社会を形成する一助とすることを目的とします。

（協定の性格）

- 2 本協定は、協定の趣旨に賛同し、それぞれの立場でレジ袋の使用削減を通して環境に配慮した行動及びその支援を行おうとする本協定参加者間における合意事項とします。

（小売業者等の取組）

- 3 小売業者等は、本協定に参加する市町村内におけるレジ袋の無料配布を原則として取りやめること等により、顧客に対してマイバッグの持参を促します。
- 4 小売業者等は、本協定に基づく取組状況を定期的に公表します。
- 5 小売業者等は、市町村が実施する3Rに関する施策及びその広報に積極的に協力します。
- 6 小売業者等は、本協定に基づく取組内容、対象市町村、実施時期及び目標等を別に定めることとします。

（住民団体等の取組）

- 7 住民団体等は、地域から環境にやさしい生活様式を発信する契機として、マイバッグの持参を地域住民に呼びかけます。

（市町村の取組）

- 8 市町村は、小売業者等による取組について、住民団体等と連携し、地域住民の理解と協力が得られるよう広報等各種支援を行い、地域における3Rを推進します。

（県の取組等）

- 9 県は、小売業者等、住民団体等及び市町村の取組を支援し、県民に対する意識啓発等を行うほか、本協定における取組の拡大に努めます。
- 10 県は、本協定を代表し、本協定の締結、管理及び運用に伴う事務を行います。

（協定の有効期限）

- 11 本協定の有効期限は、平成23年10月16日までとします。

（協定への参加及び脱退等）

- 12 本協定の趣旨に賛同し、自ら責任を持ってそれぞれの立場における取組を行おうとする者は、協定代表者の同意を得て、本協定に参加できることとし、本協定から脱退しようとする者は、協定代表者に申し出ることにより脱退することができることします。
- 13 本協定への参加及び脱退に関する手続きその他協定の運用については、協定代表者が別に定めます。

本協定の参加者は、次に掲げる者とします。

（平成22年6月17日取組開始分）

亘理町公衆衛生組合連合会 会長

及川 宏